

公立大学法人横浜市立大学職員の任期を定めた採用等の特例に関する要綱

制 定 平成 23 年 4 月 1 日
最近改正 令和 6 年 12 月 1 日

(趣旨)

第1条 この要綱は、公立大学法人横浜市立大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第2条第1項に規定する職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象職員及び採用方法)

第2条 理事長は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者を、その者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を面接等による選考（以下「特例選考」という。）により任期を定めて採用することができる。

2 理事長は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次に掲げる場合のいずれかに該当するときであって、当該者を当該業務に期間を限って従事させることができが、業務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を特例選考により任期を定めて採用することができる。

(1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

(2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

(3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

(4) 当該業務が業務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とすることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

3 理事長は、前2項に定めるほか、公立大学法人横浜市立大学職員の育児・介護休業等に関する規程第2条第1項の規定による育児休業の申出があった場合に、当該請求に係る期間について職員の配置換えその他の方法により当該請求をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、職員を特例選考により採用することができる。

(任期及び再任)

第3条 前条第1項及び第2項の規定により採用された職員の任期は、5年を超えない範囲内の期間とする。ただし、当該職員の任期が5年に満たない場合にあっては、

理事長は、勤務実績の内容及び法人としての業務の必要性等を勘案し、採用した日から5年を超えない範囲内において、その職員を再任することができる。

2 前条第1項及び第2項の規定により採用された職員のうち、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成20年法律第63号）第15条の2第1項各号に掲げる者にあっては、前項の規定にかかわらず、前項ただし書の再任期間の上限を10年として、前項の規定を適用する。

3 前条第3項の規定により採用された職員の任期は、当該職員が処理する業務を処理していた職員の育児休業の期間を超えない範囲内の期間とする。

（再任の特例）

第3条の2 第2条第1項及び第2項の規定により採用された職員が前条第1項の規定により任期が5年となる場合において、その職員の退職により法人の運営に著しい支障が生ずるときその他理事長が特に認めたときは、理事長は、同項の規定にかかわらず、当該職員に係る採用した日から5年に到達した日の翌日から起算して1年を超えない範囲内において、その職員を再任することができる。

（給料等）

第4条 第2条の規定により採用された職員の賃金は、本条及び次条に定めるもののほか、就業規則第32条に定めるところによる。

2 第2条第1項の規定により採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
1	316,500 円
2	376,900 円
3	438,200 円
4	499,900 円
5	563,200 円
6	625,700 円
7	688,100 円

3 理事長は、特定任期付職員の号給を、その者が従事する業務に応じて決定する。

4 理事長は、特定任期付職員について、特別の事情により第2項の給料表に掲げる号給により難いときは、前2項の規定にかかわらず、その給料月額を同表に掲げる7号給の給料月額にその額と同表に掲げる6号給の給料月額との差額に1からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額とすることができる。

5 特定任期付職員の給料は、任期中は昇給しない。ただし、理事長は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、その給料月額の5パーセントに相当する額を限度として、特定任期付職員業績手当として支給することができる。

6 第2項の規定による号給の決定及び前項の特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(賃金規程の適用除外等)

第5条 賃金規程第2条第2項に規定する手当は、地域手当及び通勤手当を除き、特定任期付職員には支給しない。ただし、理事長は、期末手当相当分を予算の範囲内で支給することができる。

(就業規則の適用)

第6条 特定任期付職員は、就業規則第3条第2項又は第3項に規定する職員の規定を適用する。ただし、第25条から第28条までの規定は適用しない。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年2月1日人第1108号）

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに改正前の公立大学法人横浜市立大学任期付職員の採用及び給与の特例に関する要綱（以下「旧要綱」という。）の規定により採用された職員の任期の更新及び給料等については、従前のとおりとする。

附 則（平成28年2月23日人第947号）

この要綱は、平成28年3月1日から施行する。

附 則（平成28年3月23日人第1109号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月23日人第16202号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年12月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(賃金の内払)

2 新要綱の規定を適用する場合においては、旧要綱の規定に基づいて職員に支払われた賃金は、新要綱の規定による賃金の内払とみなす。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年12月1日から施行し、令和6年4月1日から適用する。
(賃金の内払)
- 2 新要綱の規定を適用する場合においては、旧要綱の規定に基づいて職員に支払われた賃金は、新要綱の規定による賃金の内払とみなす。